

**国民健康保険税のしくみ** 国民健康保険税は、所得割・平等割・均等割で構成されています。

|         |   |       |     |     |   |                  |     |     |   |                       |     |     |
|---------|---|-------|-----|-----|---|------------------|-----|-----|---|-----------------------|-----|-----|
| 国民健康保険税 | = | 基礎課税額 |     |     | + | 後期高齢者<br>支援金等課税額 |     |     | + | 介護納付金課税額<br>(40歳～64歳) |     |     |
|         |   | 所得割   | 平等割 | 均等割 |   | 所得割              | 平等割 | 均等割 |   | 所得割                   | 平等割 | 均等割 |

**所得割・均等割の見直し額** 所得割・平等割・均等割のうち、今回は所得割と均等割を下記の通り見直します。

| 区分                        | 現行      | 改定後     |         | 現行と令和6年度の<br>比較 |          |        |
|---------------------------|---------|---------|---------|-----------------|----------|--------|
|                           |         | 令和5年度   | 令和6年度   |                 |          |        |
| 基礎課税額                     | 所得割     | 8.0%    | 7.9%    | 7.8%            | -0.2ポイント |        |
|                           | 均等割     | 軽減無し    | 20,000円 | 21,000円         | 22,000円  | 2,000円 |
|                           |         | 7割軽減    | 6,000円  | 6,300円          | 6,600円   | 600円   |
|                           |         | 5割軽減    | 10,000円 | 10,500円         | 11,000円  | 1,000円 |
| 2割軽減                      | 16,000円 | 16,800円 | 17,600円 | 1,600円          |          |        |
| 後期高齢者<br>支援金等課税額          | 所得割     | 2.0%    | 2.2%    | 2.4%            | +0.4ポイント |        |
|                           | 均等割     | 軽減無し    | 5,000円  | 6,000円          | 7,000円   | 2,000円 |
|                           |         | 7割軽減    | 1,500円  | 1,800円          | 2,100円   | 600円   |
|                           |         | 5割軽減    | 2,500円  | 3,000円          | 3,500円   | 1,000円 |
| 2割軽減                      | 4,000円  | 4,800円  | 5,600円  | 1,600円          |          |        |
| 介護納付金<br>課税額<br>(40歳～64歳) | 所得割     | 1.6%    | 1.7%    | 1.9%            | +0.3ポイント |        |
|                           | 均等割     | 軽減無し    | 7,000円  | 8,500円          | 9,000円   | 2,000円 |
|                           |         | 7割軽減    | 2,100円  | 2,550円          | 2,700円   | 600円   |
|                           |         | 5割軽減    | 3,500円  | 4,250円          | 4,500円   | 1,000円 |
| 2割軽減                      | 5,600円  | 6,800円  | 7,200円  | 1,600円          |          |        |

**国保税の軽減基準 (法改正により基準が変わる場合があります)**

| 世帯主と国保加入者の総所得金額の合計額                       | 軽減割合 |
|---|------|
| 43万円+ (給与所得者などの数-1) × 10万円以下              | 7割軽減 |
| 43万円+ 28万5千円×加入者数+ (給与所得者などの数-1) × 10万円以下 | 5割軽減 |
| 43万円+ 52万円×加入者数+ (給与所得者などの数-1) × 10万円以下   | 2割軽減 |

**令和4年度から令和6年度の国保税比較 (モデルケース)**

●モデルケース A

夫婦 (夫72歳・妻69歳) の2人家族。年金収入200万円 (世帯所得90万円)。5割軽減該当。



| 区分        | 令和4年度    | 令和5年度    | 令和6年度    |
|-----------|----------|----------|----------|
| 基礎課税額     | 105,100円 | 106,600円 | 108,100円 |
| 後期高齢者支援金分 | 29,900円  | 32,800円  | 35,700円  |
| 介護納付金分    | 0円       | 0円       | 0円       |
| 5割軽減      | -44,100円 | -46,100円 | -48,100円 |
| 年税額       | 90,900円  | 93,300円  | 95,700円  |
| 増税額       |          | 2,400円   | 2,400円   |

●モデルケース B

夫婦 (夫42歳・妻41歳) と未就学の子ども2人の4人家族。世帯所得240万円。2割軽減該当。



| 区分        | 令和4年度    | 令和5年度    | 令和6年度    |
|-----------|----------|----------|----------|
| 基礎課税額     | 265,100円 | 267,100円 | 269,100円 |
| 後期高齢者支援金分 | 69,900円  | 77,800円  | 85,700円  |
| 介護納付金分    | 53,500円  | 58,400円  | 63,400円  |
| 2割軽減      | -32,000円 | -34,200円 | -36,000円 |
| 未就学児軽減    | -20,000円 | -21,600円 | -23,200円 |
| 年税額       | 336,500円 | 347,500円 | 359,000円 |
| 増税額       |          | 11,000円  | 11,500円  |

**水巻町国民健康保険税の見直しのお知らせ**

病気やけがの時、もしも健康保険がなかったら…。いざという時、あなたを守ってくれるのが国民健康保険。将来にわたり安定した運営を行うために、令和5年度から2カ年にわたり保険税の見直しを行います。今回は、その内容についてお知らせします。

**令和5年度改定**

- 問い合わせ 水巻町役場 (代表) ☎ 201-4321
- ▷国民健康保険税について 役場住民税係
- ▷国民健康保険制度について 役場保険年金係

**国民健康保険税が変わります**

「いざ」という時のための国民健康保険が危機に

国民健康保険 (国保) は、病気やけがに備えて、加入者の皆さんの国民健康保険税 (国保税) と国などの公費により成り立つ保険制度です。制度の安定化のため、平成30年度からは都道府県が財政運営主体として市町村とともに国保の運営を担い、福岡県においても「福岡県国民健康保険運営方針」に基づき、県内全ての市町村で事業の効率化や財政の健全化に取り組んでいます。

職場の健康保険に加入している人や後期高齢者、生活保護を受給している人以外の全ての人は国保に加入しなければなりません。国保の加入者は、職場の健康保険に比べ「年齢構成が高く」、「医療費水準が高く」、「所得水準が低い」といった構造であるため、財政運営を行う上でさまざまな課題を抱えています。

**赤字の補てんを毎年行っている国民健康保険会計**

広報みずまき10月10日号に令和3年度の決算状況を掲載しましたが、一人当たりの医療費は前年と比較して約3万7000円、率にして10・9%増額しており、新型コロナウイルスを上回る金額となっています。そのため、国保税と国などの公費で賄うべき医療費などの歳出に対する財源が不足している、令和3年度は一般会計からの赤字補てんを5000万円、令和4年度においても同等の金額を補て

**所得割額・均等割額を改定**

国保税は、国保の医療費などに充てるための「基礎課税額」、後期高齢者医療制度にかかる医療費の一部を負担する「後期高齢者支援金等課税額」、それと40歳から64歳までの加入者が負担し介護保険事業の費用に充てる「介護納付金課税額」から構成されていて、所得割・均等割・平等割の3つの項目別に賦課されています。これらのうち、令和5年度と令和6年度の2カ年について、所得割・均等割額を左の表のように改定します。これは前に説明した「国保財政シミュレーション」に基づく改定です。

安心して医療を受けることができる国民健康保険制度を今後も維持するため、加入者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

このような状況の中で、平成30年2月に策定した「水巻町国民健康保険事業特別会計赤字解消基本計画」や、この計画に基づき作成した「国保財政シミュレーション」に沿って、適正な国保税設定や国保税収納対策の強化などによる歳入の確保、医療費適正化などによる歳出の抑制を行うことにより、国保財政の実質的な赤字解消を目指しています。

なお、この「赤字解消基本計画」と「国保財政シミュレーション」の内容は、町のホームページで見ることができます。



税額は、年齢・加入者数・所得金額などで異なりますので、詳しくは役場住民税係に問い合わせてください。また、電話での税額試算は行いません。税額試算をしたい場合は身分証明書を持って住民税係窓口に来てください。なお、令和5年度の国民健康保険税納税通知書は6月中旬に発送します。

# 統一地方選挙のお知らせ

県議会議員と町議会議員の任期は4月で満了します。これに伴う選挙の投票日が、県議会議員が4月9日(日)、町議会議員は4月23日(日)に決まりました。

●投票時間 午前7時～午後8時  
●問い合わせ 水巻町選挙管理委員会 ☎201局4321番

## 今回の選挙で投票できる人

### 「県議会議員選挙」

●対象 平成17年4月10日までに生まれた人で、令和4年12月30日以前から引き続き水巻町内に住所があり、住民基本台帳に記載されている人

※令和5年3月13日以降に町内転居の届出をした人は、転居前の住所の投票所で投票してください。  
※県内のほかの市町村に住所を移した人で、まだ新住所地の選挙人名簿に登録されていない人は、転居前の市町村で投票できます。ただし、この場合、「引き続き県内に住所を有する証明書」が必要となります。この証明書は、県内のいずれの市町村に対しても申請できます。詳しくは、近くの市町村役場(市民課や住民課)に問い合わせてください。

### 「町議会議員選挙」

●対象 平成17年4月24日までに生まれた人で、令和5年1月

17日以前から引き続き水巻町内に住所があり、住民基本台帳に記載されている人

※令和5年3月13日以降に町内転居の届出をした人は、転居前の住所の投票所で投票してください。

## 投票所の入場券を郵送します

▽投票できる人には、投票日の前日までに投票所をお知らせする入場券を郵送します。  
▽入場券には投票できる投票所が書いてあります。投票に行く前に確認してください。  
▽入場券が届かないときは、選挙管理委員会に問い合わせてください。

▽入場券をなくした人や投票当日に忘れた人は、投票のときに運転免許証など本人確認ができるものを持参してください。

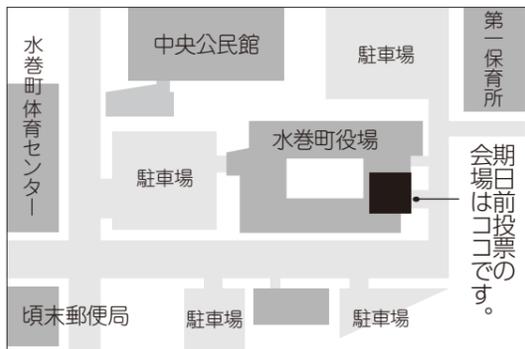
## 期日前投票を利用してください

仕事などの理由で投票日に投票できない人は、期日前投票ができます。

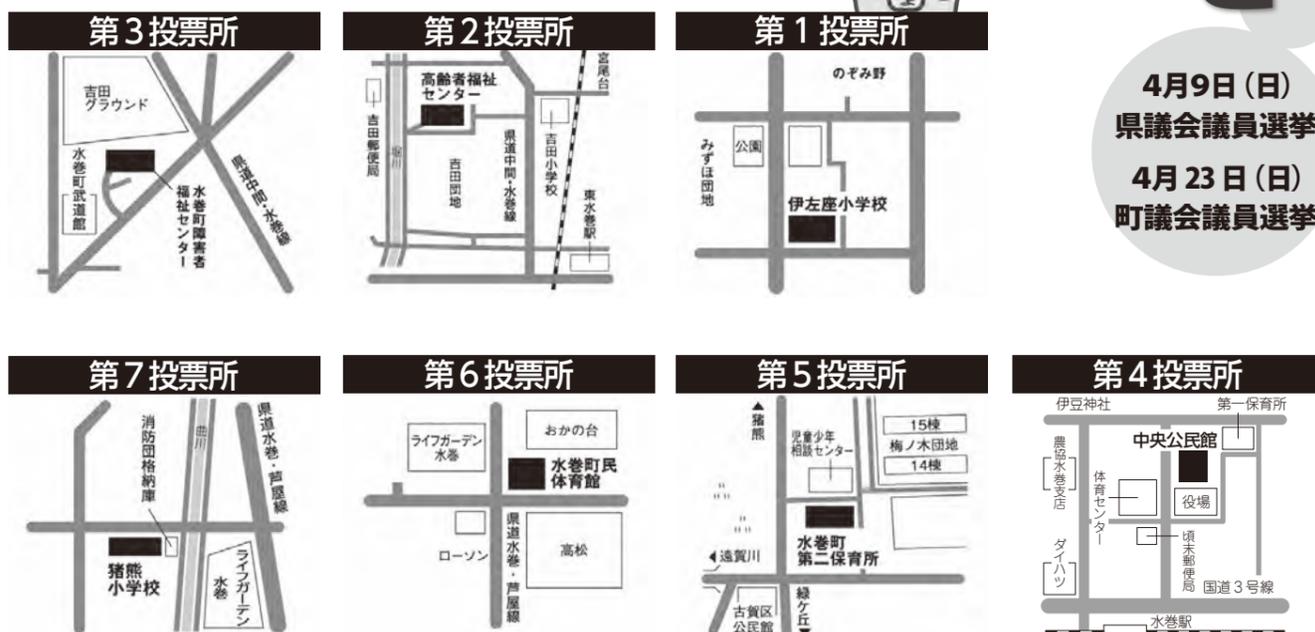
●受付期間 県議会議員選挙 4月1日(土)～8日(土)  
町議会議員選挙 4月19日(水)～22日(土)

●受付時間 午前8時30分～午後8時

●投票場所 役場101会議室  
●持ってくるもの 入場券



## 投票所の地図 ※入場券を確認してください。



4月9日(日) 県議会議員選挙  
4月23日(日) 町議会議員選挙

## 思いやりのあるまちづくりのために まごころ駐車場が完成



中央公民館に屋根付きのふくおかまごころ駐車場が完成しました。この駐車場は障がいのある人や妊産婦など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な人が安全かつ安心して施設を利用できるように支援するものです。駐車が必要な人が利用できなくなりますので一般の人の駐車はご遠慮ください。

※利用には「利用証」が必要です。必要な人は県宗像・遠賀保健福祉環境事務所(吉田西) ☎201-4162に問い合わせください。

## 利用証(車のルームミラーに掛けて利用してください)

- 赤色 車いす常時利用の身体障がい者で自ら運転する人
- 緑色 身体・知的・精神障がいのある人、高齢者(要介護)、難病者
- オレンジ色 妊産婦、けが人



## 九州共立大学の学生たちが作成「水巻学」贈呈式

2月14日、九州共立大学地域連携推進センターの山田明所長と学生たちが役場に訪れ、町との地域連携事業の一環として作成した「水巻学」の冊子を町長に贈呈しました。「水巻学」には、地名の由来や歴史・民話・方言など、町に関するさまざまなことがらを取り上げられています。内容は上の二次元コードから確認できます。

●問い合わせ 役場企画係 ☎201-4321



## 編集後記

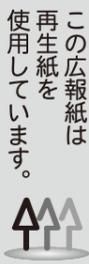
■先日の雨の日、店の階段で滑って派手にすっころんだ私。アニメばりに階段を2段ほどお尻でパウンドし、変な手のつき方をしたのか左手の小指も赤黒く腫れています。若かりし頃なら転んでないんじゃないかと過去の自分を美化しつつ今も痛みに耐えています。優しい言葉がほしくて話したのに、皆「大げさの一言で一笑一蹴。揚げ句に腫れた小指をギョッとおさえて痛いかって…痛いわ!!皆さんも気を付けてください。(山本ま)

■卒業シーズンですね。進学や就職など新生活に期待半分不安半分という人もいるかと思いますが、私の卒業に関する思い出は、大学の卒業に必要だった最後の試験に寝坊したこと。とある虫は危機に瀕した際にIQが瞬間的に跳ね上がるとのことですが、まさにその感覚。言い訳と謝罪文をマルチコアで検討しながら学校に向かうも既に入室可能時間をオーバー。幸い追加課題で卒業することはできましたが、今でも夢に出ます。(奥園)

## 令和4年生まれ 赤ちゃん 写真募集

毎年広報みずまき5月10日号の表紙は5月5日のこどもの日にちなんで、赤ちゃんの写真でいっぱいになっています。スマホやデジカメなどで撮影したとおきの1枚を、広報紙に載せませんか。

- 対象 町内に住んでいる令和4年生まれの赤ちゃん
- 申込方法 メールで申し込んでください。写真を持参して役場広報係窓口で申し込むこともできます。
- 申込期限 3月15日(水)
- 問い合わせ 役場広報係 ☎201-4321



この広報紙は再生紙を使用しています。